

第763回

東京都青少年健全育成審議会

議事録

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

日 時：令和7年11月10日（月曜日）

【出席委員】

飯塚 美紀子 委員

天日 隆彦 委員

石川 知春 委員

加藤 美恵子 委員

山下 陽枝 委員

関口 哲也 委員

うすい 浩一 委員

関口 健太郎 委員

早坂 義弘 委員

藤井 あきら 委員

柳川 雅彦 委員

稲澤 裕子 委員

佐久間 和美 委員

矢ノ目 真展 委員

伊藤 貴行 委員

馬神 祥子 委員

高島 由紀子 委員

【事務局】

若年支援事業担当部長 村上 章

若年支援事業課長 山本 理

(午後 3 時 30 分開会)

○若年支援担当課長 本日の傍聴人でございますが、報道関係者は 0 人、傍聴人は 11 人、内、オンラインによる傍聴人は 0 人となっております。もう少々お待ちください。

(傍聴人入室)

○若年支援事業課長 それでは審議会を始めさせていただきます。

初めに、新しく委員となられました皆様の御紹介をいたします。第 3 号、学識経験を有する方々でございます。東京都議会議員を 50 音順で御紹介します。

うすい 浩一 委員でございます。

○うすい委員 よろしく申し上げます。

○若年支援事業課長 関口 健太郎 委員でございます。

○関口健太郎委員 はい、よろしく申し上げます。

○若年支援事業課長 早坂 義弘 委員でございます。

○早坂委員 はい、早坂です。

○若年支援事業課長 藤井 あきら 委員でございます。

○藤井委員 よろしく申し上げます。

○若年支援事業課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

現在御出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただ今から「第 763 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

本日は、議事の 2 「審議会の運営等に関する事項の確認」からでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 それでは、御説明いたします。本審議会は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」及び、「東京都青少年健全育成審議会運営要領」

に基づき、運営を行っております。今回から新たな委員も就任されておりますので、改めまして、審議会運営につきまして、別添資料「東京都青少年健全育成審議会の運営等」と参考資料もございますが、これらに基づき御説明をさせていただきます。

それではまず、「1 定足数及び表決数」でございます。条例第 24 条に基づきまして、「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない」こととなっております。議事につきましては、会長を除く「出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」とされております。各回の出席委員につきましては、会の冒頭で、出席人数及び定足数に達しているか否かの御報告をいたします。

次に、運営要領に基づく「2 審議会の任務」でございます。（1）「知事が、図書類、映画等及びがん具類について、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨するに際して、意見を述べる」こととなっております。

次に、（2）「知事が、図書類、映画等、がん具類及び刃物について、青少年の健全な育成を阻害するものとして指定するに際して、意見を述べる」こととなっております。

続きまして、（3）「知事が、広告物について、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め、形態又は内容の変更その他必要な措置を命ずるに際して、意見を述べる」こととなっております。

次に、運営要領の 3 に基づく「3 審議の方法」でございます。（1）図書類は、委員が審議会において当該図書類を閲覧または観覧し、審議いたします。原則として、審議会当日にこの場で御覧いただいております。ただし、審議会において閲覧または観覧が困難なものにつきましては、審議会開催前に当該図書類を閲覧または観覧し、審議いたします。なお、条例第 8 条第 1 項第 2 号、いわゆる、新基準につきましては、後で説明いたします。これに該当し、諮問される図書類につきましても、審議会開催前に当該図書類を閲覧または観覧できるように

いたします。さらに、新基準の審議に当たりましては、諮問図書類ごとに設定や描写のあるページ等について整理した資料を作成するなどの対応をいたします。

なお、先の審議会におきまして、5月12日の第760回でございますが、付箋を貼る位置の考え方、また、全編大部分の意味合いについて御質問がございました。これにつきましては8月の審議会でお答えさせていただきましたが、改めて御説明させていただきます。

まず、付箋を貼る位置でございますが、審議会において皆様に関覧いただく図書類には、あらかじめ事務局におきまして付箋を貼っております。この経緯といたしましては、過去に、平成23年当時ですが、自主規制団体との打合せ会において、どこを見ればいいのか目安として付箋を貼って欲しいとの御要望があったため、事務局におきまして付箋を貼ることといたしました。この付箋は、性交または性交類似行為の場面、性器の描写などの性的描写が含まれるページに貼っております。性器の修整の程度や、描写の激しさに関わりなく機械的に目安として貼ってございますので、委員の皆様が御審査いただく際の参考にしていただければと存じます。

次に、全編大部分についてですが、諮問図書類の指定基準該当箇所として、「全編大部分」という表現がございます。この全編大部分という表現は、部分指定と対になる表現として使用しております。部分指定とは、明確に該当の箇所を特定する場合や、例えば、雑誌付録のDVDのみを対象とする場合などに使用しております。この部分指定の場合以外は、全て、全編大部分と表現しております。全編大部分の場合は、指定基準に該当するものとして審査する対象が、当該図書類一冊、全編を通じて読んで御判断いただきたいという意味の表現として使用しております。

それでは恐れ入ります、別添資料に戻りまして、(2)映画等につきましては、委員が審議会開催前に当該映画等を観覧し、審議会において審議することとなっております。(3)がん具類と(4)刃物につきましては、審議会当日、実

物を見ていただき、審議することとなっております。（５）広告物につきましては、審議会において当該広告物の写真を見ていただき、審議することとなっております。

次に、「４ 推奨及び指定等に関する基準」でございます。優良図書類の推奨につきましては、配布いたしました参考資料の５ページを恐れ入りますが御覧ください。施行規則第２条でそれぞれ基準が規定されております。

次に、条例第８条の規定による図書類の指定、８条指定図書類の指定基準につきましては、こちらの参考資料の６ページ及び７ページを御覧ください。施行規則第１５条で規定しております。条例第８条第１項第１号の定める基準として、著しく性的感情を刺激するもの、甚だしく残虐性を助長するもの、著しく自殺または犯罪を誘発するものの基準が規定されております。

また、第８条第１項第２号の強姦等の著しく社会規範に反する性交または性交類似行為を著しく不当に賛美し、または誇張するように描写または表現するものの基準が規定されております。なお、当該規定は、平成２２年の条例改正により新たに設けられたもので、いわゆる「新基準」というものとなります。条例改正に際しては、都議会において「規定の適用に当たっては、作品を創出した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨をくみ取り、慎重に運用すること。また、東京都青少年健全育成審議会の諮問に当たっては、新たな基準を追加した改正条例の趣旨に鑑み、検討時間の確保など適正な運用に努めること。」という附帯決議が付されました。

続きまして、指定がん具類の基準です。参考資料の、恐れ入りますが８ページを御覧ください。施行規則第１６条で規定しております。また、指定刃物の基準につきましても、施行規則第１７条で規定しております。以上が、「４ 推奨及び指定等に関する基準」でございます。

次に「東京都青少年健全育成審議会の運営等」にお戻りいただきまして、２ページの「５ 専門委員」でございます。条例第２０条第２項及び運営要領の４に規

定されています。現在、置かれている専門委員は、条例第8条第1項第2号、先ほど申しましたいわゆる「新基準」に関するものです。専門委員の調査事項は、新基準の付帯決議にある「条例第8条第1項第2号に該当する図書類等の作品を創作した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨」に関するもので、当該事項を調査し、審議会に出席し、調査結果を報告いたします。

続きまして、「6 小委員会」です。条例第24条の2及び運営要領の7に規定されております。審議会開催直後の時期に販売等されている図書類等につきまして、迅速に図書類を指定する必要があると認められる場合など、ア、イに該当する場合に設置いたします。小委員会は、会長または会長代理及び委員5人をもって組織され、原則として順番に指名しております。

続きまして、会議の公開に関する事項について説明いたします。まず、「7 会議の公開」でございます。運営要領の5（1）に、「審議会は公開で行うものとする。ただし、図書類の指定等、調査及び審議に係る部分については、審議会の決定により非公開とすることができる」と規定されております。公開部分については、プレスや傍聴の方々にお入りいただいております、オンラインによる傍聴も実施しております。

なお、前期までの審議会が審議・調査部分について非公開とした理由を参考までに記載しております。「① 8条指定図書類としての指定が決定する前の段階でその図書類の名前が公開されること等により、出版社に不利益をもたらすおそれ等がある。」「② 出版社等の利害関係者や都民等から直接委員に意見等が寄せられる可能性があるなど自由な意見陳述が困難になるおそれがある」「③ 非公開にした場合でも、会議の結果はホームページや都民情報ルームにおいて公開され、議論の内容自体に透明性が確保されている」。この3点により、前期は調査・審議部分を非公開といたしました。今期につきましては、今期の審議会が立ち上がった昨年10月の審議会におきまして議論を行い、前期と同様の理由で調

査・審議部分を非公開としております。

次に、「8 会議録の公開」でございます。運営要領の5（2）のとおり、審議会の会議録等は公開するものとします。ただし、東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当する箇所は除くこととしております。具体的には、第5号の都の機関内部における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当することから、委員の名前や、これに関連する事項は伏せ字としております。なお、関係行政機関の委員及び都職員の委員は、職務遂行という観点から、氏名等については原則公開としております。

次に、会議録等の公開時期でございます。会議資料につきましては、およそ10日後に、会議録につきましてはおよそ1か月半後にそれぞれ公開しております。この会議録につきましても、昨年10月の第757回審議会において、関係行政機関の委員及び都職員の委員を除き委員の名前等は伏せ字にすることとしております。

しかしながら、この「会議の公開」及び「会議録の公開」につきましては時代の変化もあろうから、2年に一度だけでなくこうした議論を行う場を設けるべき、との御意見も前回いただいたところです。先ほど申し上げました非公開とした三つの理由を踏まえ、どうあるべきか、改めて意見を頂戴できればと思います。

なお、昨年の議論では、「三つの理由を踏まえると非公開とすべき」との御意見や、「二つ目の理由からすると、自由な発言ができるのか、こういう方がこの発言をしたということで、攻撃されることがないのかという点を重視したい」との御意見。また、「委員名簿は公開されており、誰の発言か推測も可能かもしれないが、はっきりその人が発言したというのと、発言したかもしれないというのでは違う」といった御意見。さらに「様々な立場を代表している民間の委員の方々の意向を尊重すべき」とする御意見。一方、「原則として審議会や議事録は

公開すべき」との御意見や、「情報公開を進めていくという原則のもと、できない理由があるならば、それをクリアしてく必要がある」とする御意見もございました。

今期ではございませんが、過去の委員の発言では、一つ目の理由に関連して、「逆に青少年による駆け込み購入が起きるおそれがある」とのお話しや、二つ目の理由に関連して、「実際に審議会での意見を牽制するような内容の言動を外部から受けた事例がある」とのお話し。三つ目の理由に関連して、「都議会議員の委員の氏名だけ公開してもよいのではないか」との御意見に対し「都議会議員と言っても学識経験者委員の一部であって、ここだけ切り分けるのはいかがか」との御意見、「議員の氏名だけ公開されると、その他の委員の名前も範囲が狭くなり、特定されやすくなる」といった御意見もございました。説明は以上でございます。

○会長 御説明ありがとうございました。ただいま、青少年健全育成審議会の運営等について改めてまとめて事務局の方から説明をしていただきました。その中で、「会議の公開」の在り方と、それから「会議録の公開」の在り方について、今期はあと1年ありますので、今ここで変えましょうというわけではないのですが、今回、新しい委員の方々への交代がありまして、御意見、あるいは事務局への要望、そういったようなものを聞く機会、時間を設けさせていただきましたので御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、藤井委員、お願いします。

○藤井委員 はい、都議会議員の藤井です。前回、私の方で2年に1度ではなく、審議、議論をする場を設けて欲しいと申し上げさせていただきました、そういった場をつくっていただきまして、まずは何よりも感謝をさせていただきたいと思っております。その際も、私としては述べさせていただきましたが、やはり3ページの7の会議の公開というところで、審議会は公開で行うものとする、と原則はなっているわけでありまして、やはり基本的には公開をしていくべきではないか

という意見は変わっておりません。かつ、私もこの何年間か審議に参加させていただいておりますが、皆さん真摯に御議論いただいていると思っておりますので、何か隠しているのではないか、というような、これは情報公開が原則だと思いますけれども、疑念を抱かせてしまうよりは、公開してしまった方が良いのではないかと考えております。というところが、公開に対するところの考えであります。議事録等についてもまだ考えはあるのですが、一先ず、公開についてはこのように考えております。

○会長　まとめてで良いですよ。

○藤井委員　分かりました。ありがとうございます。議事録に関しましても、同じくですが、原則としては名前も含めて公開した方が良いのではないかと考えております。それぞれのお立場があるかと思いますので、そのお立場を明確にするということが審議の上では重要ではないかと考えております。

一方で、昨年来、議論がありますが、なかなかやはり公開できない方もいらっしゃることも認識をしております。その場合はまずは都議会議員の名前を公開する、若しくは、希望するものは公開できるようにする、他の審議会でそのような運用をしているところもあるような形であることも一応確認しておりますので、希望する者なのか、一定の基準を満たした者は公開するということも考えても良いのではないかと考えております。

全体としては、すみません、あと一方で、②のところ、直接委員に意見が寄せられる可能性があるなど自由な意見陳述が困難になるおそれがある、というところは、確かにその危険性というものは、昨今のSNSでの色々な動きも強くなっておりますので、これは昨年も申し上げたかもしれませんが、審議会としてなのか、都としてなのか、こういった審議会を開く際に、しっかりとそういったSNSへの対策などを取っていくということは必要ではないかと考えております。審議会に参加する方々をしっかりと守っていくということも、併せて考えていただきたいと思っております。公開の部分については以上となります。

○会長 続きまして、関口委員。

○関口健太郎委員 はい、よろしくお願いいたします。都議会議員の関口でございます。まずは、会議の公開ですけれども、やはり、これは情報公開の観点からも非常に重要であると思っております。特に、指定をされた図書類などは、販売や、あるいはそのクリエイターにとって非常に大きな影響を及ぼしますので、やはり情報公開をしてどのような審議がされたのか、ということをしつかり傍聴人の方にも御覧をいただくことが重要であろうと考えております。

そして、会議に関してなのですけれども、今までその三つの理由が挙げられて来ました。審議会の審議の非公開を理由として出版社に不利益をもたらすおそれがあるというようなことであることや、自由な意見陳述が困難になるということ、あるいは、議論の内容自体は公開はされているので、透明性は確保されているということもありますけれども、やはり出版社に不利益をもたらすおそれ等がどれだけあるのか、ということをも、本当にそうなのかということも調査していただきたい、ということと、あとはやはり情報公開というものと、出版社に不利益をもたらす、このどちらかと天秤にかけた際にどちらが重いのかということも真剣に議論する必要があるのではないかと考えております。私は、その観点から言えば、情報公開の方が重要でしょうということを申し上げたいと思います。そして、自由な意見陳述が困難になる恐れがあるということは、それは先ほど、藤井委員も御指摘をされていましたが、確かにSNSでも非常に今、色々な影響が出るところもあるかと思っておりますけれども、今日、私は初めて参加させていただきますけれども、この役職、それぞれの皆さんの肩書きを拝見しますと、かなり、それぞれがみなさん組織を背負ってお越しをいただいていることであるかと思っておりますので、そういった組織を背負って来ているということでもあるため、その辺りは公開するに値をするのではないかと申し上げたいと思います。

また、これも藤井委員がおっしゃってございましたけれども、なかなかそれでもということであれば、せめて都議会議員くらいは、行政の職員さんと同じような

扱いということで、公開をすることが良いのではないかと、ということを考えております。これは、会議録の公開の方です。

ということで、もう一つは、特に図書類などは審議の中で指定をされてそれでおしまいですけれども、例えば、審議対象になったクリエイターの方、漫画家さんなどを呼んで、弁明の機会と言いますか、意見陳述の機会があっても良いのではないかと私は思います。どのような思いで描いたのか、あるいは、8条指定図書になるのであれば、それぞれの意見が出ますけれども、クリエイターがどのように考えているのか、意見陳述の場は、私はクリエイターの観点から重要なのではないのかということは一言申し上げたいと思います。以上です。

○会長 はい、うすい委員。

○うすい委員 一般の皆さんも発言していただいた方が良いと思うのですが、議員だけではなくて。僕の率直な意見は、目的は青少年の健全育成のため、いわゆる、これが本当にそのお子さん達にとって、青少年にとって良いのかということが論議の目的なので、そういった意味では、やはりこの自由闊達に色々な意見が言い合えるような、そういった環境が非常に大事だと思っております。そういった意味では、情報公開を既にしてますから、ただ、名前については、これは議員も含めて、いわゆるこれはしっかりと自由な意見が言えるように、今までどおりにしておいた方が私は良いと思います。以上です。

○会長 はい、柳川委員。

○柳川委員 私は、別の団体の毎月審議をする委員会の事務局の仕事をしているのですが、何か月か前に、その委員会の委員で一人、弁護士さんなのですが、その方の勤務先に一般の方から、御自身の御意見、御要望をダイレクトに電話をしてきて、コンタクトしてきて問題になったことがあります。ですから、それを目の当たりにしておりますので、やはり少し怖いなど非常に感じております。それで、先ほど、藤井委員がSNSの対策も必要ではないかとおっしゃいましたが、SNSは簡単に今、炎上しますので、対策といってもなかなか難しい

と思います。ですので、従来どおり自由な議論をしていくためには、やはり、審議に関しては、今までどおりの非公開で、後日のホームページ等での議事録の公開というように行っていただいたいと思っております。以上です。

○会長 加藤委員、お願いします。

○加藤委員 この件に関しては、今まで過去に何度か審議されておりますけれども、実は私、過去に他の行政関係の審議委員を行っておりまして、その時の発言によって、無言電話とそれから、差出人の分からない封筒を私の住所ではなくて、ポストに入れられて、それが何度か重なったことがあるのですけれども、やはり、家族や子供に危害が及ぶのではないかと、だいぶ不安な経験をしたことがございます。それで、警察、行政はどうするかと言いますと、大きな被害が出ていない、それから、相手が誰だか分からない、その辺りでだいぶ対応に苦労した記憶がございます。今まで何度かこれを審議している際に、私は実際にこういった目に遭いましたと、ですから今、先ほどから皆さんおっしゃっているように、SNSで拡散することの対応策が確立されていけませんので、そういった状態でこの実名を、ということは私自身はもっと慎重にさせていただきたいと思っております。情報の公開ということは、とても大事なことで、何度かおっしゃっておりますように、行政の方からもそういった方向でといった、大切な問題です。ただ、それに関しては、私達のような一般の、民間の者がここに出たときに、その生活が脅かされるようなことの対応策が確立されていない状態では、やはり忌憚のない意見を審議会で言うのは少し怖いので、その辺りは先ほど、柳川委員もおっしゃったように、私も慎重にさせていただいて、今までどおりにさせていただいたらありがたいと思います。私も次の委員に代わるときに、こういった状態で、名前も公開されますよ、と言って渡すのは少し不安なのと、それから、これを非公開にした場合でも、この③に書いてあるように、会議の結果はホームページや都民情報ルームにおいて公開されて、議論の内容自体に透明性が確立されている、確保されているという辺りで少し安心はするのですが、やはり大切なことなのでこれ

から先、この件に関しては少しでも前に進められるように慎重に取り組んでいければ良いと思っております。

ですから、結論としては、危険な状態に陥る者がいる以上は、少し慎重な判断をしていただいて、今までどおりのやり方で行っていただければありがたいと思います。以上です。

○会長 他にいかがでしょうか。はい、稲沢委員お願いします。

○稲沢委員 私は、基本的には情報公開は非常に大事なルールですし、原則公開という審議会の運営ということは、他の審議会などで実行される意味は非常に大きいと思います。一方で、この審議会は、まず一つはあくまでも青少年にとって健全育成につながるかどうか、という観点について議論をしております、先ほど、出版社への不利益という御指摘もございましたが、実は審議の過程で対象になっても指定されないケースも当然あり得ます。その場合は逆に、審議の対象になったということが知られること自体、出版社、あるいはその制作者に対しての一定の不利益が生じかねない、ということが懸念されます。

それから、推薦映画に関しても審議の過程で推薦されないということは、その映画は価値がない、ということでは全くなく、あくまでも青少年にとって、それが健全育成につながるかどうか、そこだけを審議会は議論しておりますので、その推薦映画の対象に指定されなかった、推薦されなかった場合に逆に、非常に世の中に対して誤解を生じかねないなど、そういった意味で不利益が生じかねないということが、この審議会の審議の対象に対して生じることが懸念されます。そういった意味でも私は、引き続き、審議の非公開を維持していただきたいと思っております。

併せて、委員の名前の公開なのですけれども、これも先ほど、柳川委員などからも発言がありましたように、今は非常に切り取った、一部分だけの発言をSNSで一回流れてしまうと、デジタル化というのは消すことができない、それが現在のSNSというメディア環境なので、そこは、発言がありましたとおり、今現

在、対策が講じられていない、世界的に対策を講じようがない情報環境の中で私達が生活している以上、やはりその誤解が生じかねない、それを守りきれない現状では、やはり引き続き審議の観点から、委員の名前は匿名にさせていただく方が、自由に活発な意見交換ができるのかなと思っております。以上です。

○会長 他に、どなたかいらっしゃいますか。はい、関口委員。

○関口哲也委員 私は、PTAという保護者の立場で参加させていただいておりますけれども、まず、公開する内容は、誰が言ったかではなく、どういった意見が出されたのかという方が重要であり、誰が言ったかはあまり重要ではないのかなと思っております。また、その意見が、誰がということになれば、先ほどから色々言われておりますけれども、やはり、安全安心という部分のことを考えると非常に不安で、多分、この委員会に出て何か発言はしても、当たり障りのない、それは本当に良い、正しい意見なのかと思います。公開という環境の会議でならば、私を含め当会からは誰も出せないかなと少し思っております。少なくとも、人の安全安心よりも情報公開の方が大事だということは、少し違っているかなと思います。そういった意味で公開されるということは非常に意見も言いづらく、また、参加することに関してもためらう、若しくは、拒むことになるかなと少し思っています。以上です。

○会長 はい、天日委員。

○会長代理 情報公開が大切なのは、申し上げるまでもないことかと思えます。発言者の名前を明らかにするということは、どういう意味があるのかと考えたときに、おそらく、発言する方の責任の所在をしっかりと欲しいと、責任を持って発言してください、とそういったことであろうと思うのですが、その一方で、その名前が分かるということは、こういう発言をした、と見た人がSNSなどで抗議をすると、そういうことになる。今、お話を伺っていて、自分の名前が出るということに非常に抵抗を感じていらっしゃる委員の方がこれだけたくさんいる状態の中で、名前を公開するということは、議事録において難しいと思

ますし、同時に議論についても公開ということは、かなり難しい。もしこれを公開するとなると、先ほど、関口委員からもお話がありましたように、これはもう引き受けられませんね、というような、そういう民間団体の方もたくさん出てくるのではないかと思いますので、審議の在り方自体が非常に難しくなってくると思います。私は今の段階で公開ということは無理があるのではないかと思います。

ただ、都議会の議員の方から色々な御意見もありましたので、例えば制作者側の意見など、それはただ、その時にというよりも、また別の次元でという方が良いのではないかと思いますけれども、色々な意見を吸収しながらより良い方向に持っていければ良いのかなと考えます。

○会長 早坂委員。

○早坂委員 早坂と申します。議事録の公開について、意見を申し述べたいと思います。私ども、メンバー、数えると20人います。20人いる中で、4号、5号の関係行政機関の職員と東京都の職員の6人の方に関しては、名前が議事録に出るということになっているようであります。私は、これに関して違和感がありまして、私ども委員は全員平等であるべきなので、名前を出すならば全員、名前を出さないならば全員、ではないという今の仕組みは、私はおかしいとまず思います。情報公開はまず第一、東京都の方針としてはあるという、原則として申し上げる上で、今、民間の委員から、加藤委員、関口哲也委員、柳川委員、天日委員、稲澤委員から、いずれも名前を公開されると発言に極めて、極めて影響があるのだという話がありました。そうなると、なかなか自由闊達な議論をしていただくという本来の趣旨から外れてしまうことになりますので、情報公開が原則であるけれども、私達を取り扱う内容に関しては、民間委員の方がこれだけ強くおっしゃるからには、やはりその意見を重く見なければいけないのかなと思います。先ほど、関口哲也委員がおっしゃった、誰がどう言っていたかではなく、どのような理由でこの決定が下されたということがきちんと表に出ることが大事だ

ということは、私も実は同じことをメモしておりまして、先におっしゃったなどということではありますが、私も同じ思いであります。東京都議会での議会で同じ議論があるかと言ったら、それは無いわけで、それは次の選挙で私、早坂がどう言ったかといったことを都民の皆様が判断して、次の選挙で当選と投票するか、投票しないかということを決めるわけですが、一方でこの審議会は、そういった仕組みではないわけです。誰が言ったかということ以上に、どのような理由でこういった決定が下ったか、ということを示すことの方がはるかに重要かと思っておりますので、そのように申し上げる次第でございます。

また、繰り返しになりますが、20人の委員は平等であるべきでありますので、現行の4号委員、5号委員の合計6名の皆さんのみ名前が出ているという状況はおかしいと思っておりますので、何かの折りに直していただければと思っております。オール・オア・ナッシングでないとおかしい、ということが私の考えです。以上です。

○会長 はい。急に振って申し訳なかったのですけれども、色々なたくさんの方の意見をありがとうございました。いただいた御意見、これは事務局で受け止めて、また、来期に向けてこれから議論を進めていきたいと思っておりますけれども、今期につきましては、私も会議運営に責任を持ち、皆様方の自由で、それぞれの御意見を大事に議論していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っておりますが、藤井委員追加発言ですか。どうぞ。

○藤井委員 ありがとうございます。今、早坂委員がおっしゃられた、既に4号委員、5号委員が公開されているのではないかと、というお話は、僕は両方あるかなと思っていて、であれば、公開して良いのではないかと考えてますので、それは1点申し添えさせていただきたいということと、すみません、議論が1点漏れてしまっていたのですけれども、会議録の公開ということは、先ほど、後から検証できれば良いのではないかとお話しもありましたが、これは、今何年でしたっけ、公開している期間というのは。結構制限されてしまっていて、そんなに長く

なかったような気がしますので、是非、その指定図書自体は、ずっと指定されたままになっておりますので、その指定されている間、何故指定されたのかということ、しっかりと分かるようにしていただきたいと思います。そこは改めて、多分条例とか、ルールに基づいて行っているとは思いますが、非常に大きな審議をされているかと思っておりますので、公開期間についても今一度、御検討いただきたいなと思っております。もし、何年か分かれば教えていただければと思います。

○若年支援事業課長 今、ホームページでは6年分ですかね、上がっております。できるだけ削除しないように、ということで6年分、すみません、間違っていたらすみませんが、上がっていると思います。

○会長 それでは、ここから、議事の次に進みたいと思います。

続きまして議事の3「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 条例に基づく事務の施行経過等について、御説明いたします。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1ページを御覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の9月8日から11月9日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。前回審議会の御意見を踏まえまして、1誌を8条指定図書類とすること及び優良映画については1作品を推奨することを決定いたしました。9月11日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、8条指定図書類については、9月12日に告示、優良映画については9月17日に公告いたしました。また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリールール講座」を175回開催いたしました。

2ページ及び3ページを御覧ください。過去1年間における条例の適用状況をお示ししております。2ページには、過去1年間の8条指定図書類の指定実績を、3ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、4ページから5ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の9月から10月分の活動

状況でございます。10月までに委嘱しております協力員は683名となっております。9月の活動者数は23名、調査店舗数は126店舗でございます。10月の活動者数は65名、調査店舗数は228店舗でございます。確認する図書類は、

「8条指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。この3種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表にしています。9月におきましては、8条指定図書類、表示図書類、類似図書類及び、青少年への販売等を制限する制限掲示について、問題のある店舗はございませんでした。10月におきましては、表示図書類につきまして、区分陳列がなされていない店舗が1店舗ございました。類似図書類につきましては、区分陳列されていない店舗が2店舗ございました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が4店舗ございました。なお、8条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

6ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。6ページには9月分、7ページには10月分の実施状況をそれぞれ記載してございます。9月分でございますが、一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取扱い不適切な店舗が1店舗ございました。10月分でございますが、一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取扱い不適切な店舗が1店舗ございました。三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が1店舗ございました。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続きまして、8ページから9ページを御覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況でございますが、9月及び10月につきましては、設置箇所数及び設置台数の変動はございません。自動販売機

立入調査については、9月及び10月は実施しておりません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 御説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、御質問等はございますか。早坂委員。

○早坂委員 東京都青少年健全育成審議会が担当するのは、図書と映画とがん具類、刃物、広告物ということで最初に教えていただきました。今、図書に関して教えていただいたのですが、映画もまたやるのでしょうかけれども、がん具類、刃物、広告物について、かつて、例えばここ10年で取り上げたことがあるのかについて、もし分かれば、もし分からなければまた後日で結構ですので教えていただければと思います。

○若年支援事業課長 しばらく無いです。何年前にあったのか、後日、申し訳ございませんが回答させていただければと思います。

○早坂委員 はい、分かりました。また後日、教えていただければと思います。時代とともに、色々と社会が問題視することが変わってくると思います。今、見せていただいた、御説明いただいた、自動販売機、そもそも自動販売機、これを見るとほとんどないと。ゼロではないけど、ない、ということで、段々段々変わってきているのだなど。これまた同じように、来年も再来年も行っていくことに意義があるのだとおっしゃる方もいるのかもしれないし、もう少し違う方向に審議会の方向を考えたら良いのでは、という考えもあるかもしれません。なので、これはこれとして伺いますが、時代とともに東京都の青少年がいかに健全に育てていただくか、ということにおいて、育成審議会の在り方についてもまた考えていく場面があっても良いのかなと思います。ただ、それは私たち委員が、この審議会の委員が決めることではなくて、別のところで決める話なのかもしれませんが、いずれにしても、この自動販売機の数を見ると、これを毎月、毎月伺うための審議会なのかなとも少し思いますので、時代にあった青少年の健全育成の在り方について考える場があってもいいと思います。以上です。

○会長 はい、よろしいでしょうか。それでは、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は、優良映画の推奨についての諮問となっております。よろしくお願いたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階で御退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○会長 それでは、再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 それでは、本日の諮問事項について御説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿って御説明させていただきます。「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページを御覧いただきたいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第2条、1号から6号のいずれかに該当するものであると、推奨することとなります。

資料2ページを御覧いただきたいと存じます。諮問第1201号でございます。今回は1作品を諮問いたします。作品名は『ホワイトハンドコーラス NIPPON～Brüder よろこびのウィーン～』、制作者名は記載のとおりでございます。令和7年12月12日から、アップリンク吉祥寺ほかでの公開を予定しております。

4ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは、申請者からの申請内容でございます。「対象区分」は小学生、中学生、及び高校生、「推奨にふさわしい理由」は記載のとおりとなっております。また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであること」、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」、第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであること」という申請内容でございます。

6 ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは事務局の案でございます。事務局の案といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段でございますとおり、「該当項目」は第1号、第2号、第3号、第6号、対象区分は、青少年、主として小学生、中学生、高校生を健全に育成する上で有益であると認め、小学生、中学生、高校生を対象に推奨を行うことといたしました。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問等ございますか。

それでは、条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分についてもあわせての評価をそれぞれお聞かせください。それでは、矢ノ目委員、お願いいたします。

○矢ノ目委員 はい、矢ノ目です。よろしくをお願いいたします。

私は、対象区分、対象理由、該当項目、いずれも事務局案に賛成いたします。この、『ホワイトハンドコーラス NIPPON～Brüder よろこびのウィーン～』、対象区分からあえて外す必要ないのですけれども、字幕に少し低学年には難しい漢字があったかなとは感じました。このようなハンドサイン、声隊とサイン隊に分かれて美しいコーラスを視覚と聴覚から心に届けるという取組みを私は存じ上げなくて、非常に心を打たれました。これは広く社会に認知されるべきだと考えております。また、青少年には多様性の理解と共生育成の醸成に寄与する作品だと考えております。また、作品を拝見させていただいた中で、ベートーヴェンへの思いを子供達から聴き取るであったり、子供によっては一人で表現に悩みながら練習を繰り返す、また、表現のプロセスにおいて、曲の好きな部分にどういう魔法をかけたいかなど、当事者性が重視され、丁寧に映像化されているなという印象を受けました。それから、自ら考え発信するという力を養うという点も評価しております。ウィーンに向けて調整して舞台上で披露する姿、これは少し涙がでるような感動の作品でしたが、世界を変えたいという思いを込めて音楽にバリアが

ないことを発信する優良な映画だと考えております。私からは以上です。

○会長 I 委員、お願いいたします。

○I 委員 はい。私も推奨に賛成です。この作品ですが、様々な障害を抱える子供達がそれぞれの壁を乗り越えながら、合唱団の一員として一つの目標に向かって努力する姿を描いていましたが、非常に圧の強い作品で、この作品を見て、大変、勇気と元気がもらえました。私自身も、ぼーっと生活していないで、もっとしっかり生きなくてはな、と感じさせてくれるような作品で、まさに、小・中・高生に見てもらって、色々なことを考えてもらえる機会となればと思うような作品でした。対象区分、該当項目は事務局案でよろしいかと思っております。以上です。

○会長 B 委員、お願いします。

○B 委員 私も推奨でお願いいたします。様々な個性を持つ人達、特に子供達ですけれども、彼らがありのままの自分を認めて、合唱を通して自分を表現していく、そこで完成した結果には感動いたしました。人を慈しみ、お互いが寄り添って、その中でそれぞれ多様な個性を表現することは、尊いことだと思います。青少年が見る映画として、意義のある映画だと思います。対象区分も、推奨の理由も事務局と同じです。やはり、先ほどおっしゃったように、少し低学年では難しい漢字もありましたが、大丈夫だと思います。以上です。

○会長 A 委員、お願いします。

○A 委員 はい。私も賛成です。第九を以前歌ったことがありまして、非常に感動しながら見させていただきました。特に、最後の第九が流れるところ、拍手をしそうになるくらい心動かされるものがありました。少し最初は、どういう形で入っていくのか分からなくて、一瞬入りきれのかなと不安になったところもありましたが、見ていく内にやはり、子供達の動きなどが非常に分かりやすく表現されていて素晴らしいものだなと思っております。対象区分等も、こちらで問題ないと思いますし、小学生も低学年から入れているということでもありますので、入っていて特に問題ないかと思っております。一方で、他の委員からもありましたが、

少し字幕なども多かったので、低学年にはなかなかもしかしたら難しいものもあるのではないかと思うところもありました。且つ、推奨の基準のところも、例えば、何か美しいものに対する感性を磨き、育てるものであり、また、思考力、批判力又は観察力を養うものというのも、対象になり得るのではないかと思います。申請もそこは一応除かれていますし、事務局どおりで良いのではないかと考えています。

また、今回見た時にお伺いしたのですが、上映の予定等は今後、特に無いというお話も伺っておりまして、勘違いだったかもしれないのですけれども、その場合はどういった形で、推奨された場合は学校等に案内が行くものなのかということをおし教えていただきたいです。もし、勘違いだったら申し訳ないのですけれども。

○若年支援事業課長 アップリンク吉祥寺で上映予定と聞いております。

○A委員 事実確認を改めて・・・。

○会長 後で、調べておいていただけますか。

○若年支援事業課長 すみません。3ページ、優良映画推奨申請書を御覧いただきますと、公開時期が令和7年12月12日からで、アップリンク吉祥寺、と一応申請ではなっております。

○A委員 分かりました。すみません、もしかしたらこちらの勘違いだったかもしれないので、ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。それでは、高島委員、お願いします。

○高島委員 是非、推奨でお願いしたいと思います。この映画を見終わった時に、私も仲間に入れて欲しいと心から思いました。不安や迷いを感じながらも、ウィーンに行きたいと懸命に努力を続ける子供達の姿に感動したのはもちろんなのですけれども、周囲の大人が皆笑顔で、子供達の力を信じて向き合っている姿に、可能性を信じる力の強さを強く感じました。対象区分は、事務局の御提案どおりで良いと思います。該当項目も良いとは思いますが、美しい音楽、写真、風

景からすると、「4 青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるものであること。」を入れても良いのでは、とも思いました。以上です。

○会長 D 委員、お願いします。

○D 委員 私も、このホワイトハンドコーラス NIPPON というこの映画を見させていただいて、大変感動しました。手話と歌を通じて音楽を表現する合唱団ですけども、障害の有無に関わらず、誰もが表現できるそういった社会の大切さを気付かせてくれる映画だなと感じました。また、音楽を通じて、一人ひとりが障害を乗り越えていく、それぞれが持っている可能性を本当に生み出していくという、そういったきっかけになったのかなと感じましたし、また、将来、文化活動や社会福祉に関心のある若者が、この映画を見て、貴重な視点を提供するような場にもなったのかなとも思いましたので、とても良い映画でした。推奨と区分、対象区分と該当項目、いずれも事務局案で結構でございます。

○会長 J 委員、お願いします。

○J 委員 私もこの作品に対しましては、推奨する映画だと思います。事務局案どおり、この映画は、視覚、聴覚、障害など様々な困難を抱えた子供達が、音楽の中では平等として、健常者とともに一つの目標に向かって、それぞれの表現方法を尊重して助け合いながら舞台を作り上げていくという姿を描いているのは、子供達に育て欲しい多様性を尊重する姿勢そのものだと考えています。特に、中高生にとって、障害を越えて努力して達成感を分かち合う様子は、他者への共感や助け合う喜びや、努力の尊さといった、普遍的な価値観を深く伝えるものだというように、社会の一員としての責任、倫理感にもつながると思っています。

また、この作品では、先ほどおっしゃっていましたが、第九で力強い手歌、私、手歌という言葉が今回初めて知りまして、まさに手歌だなと非常に感じ、このような多様な方法で協同する姿を映し出して、多角的なコミュニケーションの力を学ぶ貴重な機会を示していると思います。違いを認め合うことの大切さを理解して、自ら将来の社会参画を考えるきっかけとなる点からも、子供達の情緒教育や

多様性の理解、社会参画の意識の醸成においても推奨すべき作品だと思っております。以上です。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 私も是非、推奨していただきたいと思います。多様性のある社会で様々な障害を持った人達が一つの歌でつながる。それが、日本に限らず、もちろん音楽には国を越える力があるので、ウィーンというまさに第九の生まれた国でもそれが大きく評価されているということを知っていただく意味が大きい映画だと思います。皆さんが発言されていらっしゃるのとおり、私も手歌はこの映画で初めて知りました。目の見えない方達にとって、音楽が親和性が高いということは、ピアニストの辻井さんなど活躍していらっしゃる方がいらっしゃるのですけれども、耳の聞こえない方達にとって、音楽というのは、こういう形で自分の楽しみ、それから、表現の場になり得るということを知ることができました。そして、子供達が、ベートーヴェンがこの曲を作ったということで、自分達の可能性についても確かなものとして感じることができるよう受けとれました。子供達のインタビューの内容も、非常に一人ひとりがしっかりと物事を考えて、手歌もそうですし、歌もなのですけれども、私は子供達のインタビューに非常に感動しました。それから、難聴で良かったのではないかと、というようなお父さんの発言もありましたように、障害のある子供達に様々な可能性があるということを知らせてくれると思います。

対象区分は事務局案に賛成です。推奨の基準では私も4も含めても良いのかなと思っております。以上です。よろしく願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。伊藤貴行委員、お願いします。

○伊藤貴行委員 私も推奨に賛成いたします。障害の有無に関わらず、音楽を楽しむことができるということを教えてくれますし、同じ目的に向かって皆が一緒になって努力をして、最後に大きな舞台に立って成功するという姿を見ると、皆で支え合って一緒に努力する、ということの大切さを教えてくれると思います。

該当項目や対象区分は、事務局案でよろしいかと思ひます。

○会長 C委員、お願ひします。

○C委員 私はこの映画で取り上げている活動は大変素晴らしいものだと思ひますし、また、障害者の皆様の頑張っている姿を描けてると思ひました。しかし、事業活動の報告映像なのかなといった感じがしてしまいました。映画作品ということで考えますと、正直に言つて個人的には物足りなさがありまして、保留ということでもよろしくお願ひできればと思ひます。

○会長 馬神委員、お願ひします。

○馬神委員 推奨に賛成いたします。子供達が、自分や仲間の感性を大事にしながらか、主体的に手歌を作り出していく過程について、子供達に寄り添ったインタビュー、また、映像を通じてそれぞれの成長を感じられるものになっていたなと思ひます。青少年にとって、人を慈しみ、大切にすする心を育むとともに、多様性への理解を深めることにつながっていくと考へました。対象区分、該当項目は事務局案でよろしいかと思ひます。

○会長 F委員、お願ひします。

○F委員 推奨に賛成をいたします。障害者の映画ではなくて、私がこの映画で1番感じたのは、ベートーヴェンは偉大だなと感じた次第です。登場人物がたまたま障害者であつて、障害者の活躍をことさらにアピールということではなくて、私は、ベートーヴェンが偉大だということが1番の主題だということに思ひます。そうした観点からすると、有益とする該当項目に、4番が抜けているということが甚だ不満ではありますがか、ただ、これが入つても入らなくとも、あまり大した話ではないため、どちらでも良いのですけれども、これが本丸だなと思ひます。以上でございます。

○会長 佐久間委員、お願ひします。

○佐久間委員 私も推奨に賛成でお願ひしたいと思ひます。その理由につきましては、皆様おっしゃつていたとおりで同様なのですけれども、やはりこのドキュ

メンタリーというスタイルの映画の中で、伝えるもの、伝わるもの、非常の大きいなと思いました。障害の有無を乗り越えて、目標に向かって努力している姿、そして、達成感を分かち合っている様子は大きな感動を与え、見る者に様々なことを考えてもらえる映画だと思いました。それから、登場する子供達だけではなく、周囲の方々、周囲の大人達の様子、本当に笑顔で映っているところも私は感動した部分になります。

該当項目、このままでも良いと思っておりますが、対象区分については、冒頭の国際会議の場面などは、低学年は何が始まったのかということが十分に伝わるかな、理解しきれぬかな、入っていけるのかな、というのは少し思いましたけれども、全体を通じて見ればそれほど問題はないのではないのかと思いました。以上でございます。

○会長 E 委員、お願いします。

○E 委員 推奨でお願いをしたいと思います。事務局案に特に異議はございません。障害の有無を越えて、インクルーシブな社会の重要性を多くの子供達に理解をいただけるのではと思っております。他の方もおっしゃっていましたが、歌の芸術性と言いますか、非常に素晴らしい歌を聴くことができましたし、映画の中での風景や画角、様々芸術性も高い作品だなと私も見ていたので、この4番、該当項目の4番は考慮しても良いのではと思っております。これから東京では、デフリンピックも開催されますので、そういった意味では非常に東京の子供達に見ていただきたいなと思ったところです。以上です。

○会長 G 委員、お願いします。

○G 委員 私も推奨したいと思います。視覚障害者や聴覚障害者、様々な困難を抱えた子供達がともに音楽を奏でる挑戦を描き、助け合いながら一つの舞台を作り上げていく姿、そして障害の有無を越えて、同じ合唱団の仲間として目標に向かって努力し、互いに支え合いながら達成感を分かち合う様子は、障害やコミュニケーションの壁を乗り越えるために子供達が手話や口の動き、文字など多様な

方法を組み合わせて協同する姿を見ることができて、そして、第九の美しさなど、国境、障害などを越えて、情操を豊かにする作品だと思えます。是非、推奨したいと思います。対象区分は事務局案どおりで結構でございます。以上です。

○会長 会長代理、お願いします。

○会長代理 推奨でお願いいたします。理由については、ほとんど語り尽くされているので、新たに付け加えることはないのですけれども、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものという、まさにこれに該当するものということで、学年区分も事務局案どおりでよろしいかと思えます。

一つ、個人的な感想を申し上げれば、私が関心を持ったのは、コロンネりかさんという方がどのような人なのか、どういったことでこのようなことに情熱を燃やされているのか、あるいは、どのような組織なのかなど、そういったことに興味を持ちまして、駐日ベネズエラ大使の日系人の方、映画にも少し出てきましたが、その方の奥さんだということなのですけれども、もう少しバックグラウンドが分かると良いかなと言う気はいたしましたが、推奨で結構かと思えます。

○会長 ありがとうございます。皆様方からの御意見、本当にごもつともという形で聞かせていただきまして、保留という方が1名いらっしゃいましたけれども、残りの方達が推奨するというところでございました。

それから、御意見の中で、対象区分、何人かの委員が小学校低学年には少し難しいかなという御意見もいただきましたけれども、大部分の委員の方が対象区分は事務局案どおりということでした。

それから、もう一つ、該当項目について、4号を入れた方が良いのではないかと、と言う御意見も何人かの方からいただきましたけれども、事務局案どおりでよろしいですか。皆さんの中で何か、追加の御意見や、あるいは、言った意見と少し変わったなという意見があったら、どうぞおっしゃっていただければと思います。よろしいですか。

それでは、そのように答申させていただきます。もう一度、重ねて申し上げま

すが、推奨する、それから対象区分、並びに該当項目は事務局案どおりということ
とでよろしく願いいたします。それでは以上でございます。

それでは、事務局からお願いいたします。連絡事項ございますでしょうか。

○若年支援事業課長 都民の申出につきましては、9月及び10月はございませ
んでした。また、次回審議会に諮問予定の映画は今のところございません。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、以上で調査・審議事項は終了とな
ります。傍聴の方が再入室するため、調査・審議資料はしまってくださいませ
ようお願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 本日の審議の御説明の前に、申し訳ございません。2点だ
け修正させていただければと存じます。まずは、「条例に基づく事務の施行経
過」の説明の中で、協力員の活動報告、10月分でございますが、青少年への販売
等を制限する制限掲示が無かった店舗を、資料には3店舗と書いておりますが、
私、4店舗と申し上げたようで大変失礼いたしました。3店舗でございます。ま
た、藤井委員から御質問ございました議事録につきましては、現在、ホームペー
ジには平成30年度からの議事録を掲載しております。申し訳ございません。

本日の審議でございますが、映画『ホワイトハンドコーラス NIPPON～Brüder
よろこびのウィーン～』につきまして諮問を行い、推奨することが適当である
という答申となりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

推奨映画のプレス発表は、令和7年11月13日(木曜日)、公告予定日は令和
7年11月18日(火曜日)となります。

最後に、次回の審議会について御案内いたします。令和7年12月8日(月曜
日)の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。お疲れ様でございました。

(午後 4 時 47 分閉会)